

改正後	改正前
<p>水道工事標準仕様書</p> <p>2025</p> <p>山武郡市広域水道企業団</p> <p>令和7年4月1日 施行</p> <p>I 共通編</p> <p>(1) 総 則</p> <p>省略</p> <p>1.1.4法令の遵守</p> <p>省略</p> <p>(55)河川法施行令</p> <p>省略</p> <p>(68)個人情報の保護に関する法律</p> <p>省略</p> <p>1.1.10設計図書の照査等</p> <p>省略</p> <p>2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第20条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。</p>	<p>水道工事標準仕様書</p> <p>2023</p> <p>山武郡市広域水道企業団</p> <p>令和5年4月1日 施行</p> <p>I 共通編</p> <p>(4) 総 則</p> <p>省略</p> <p>1.1.4法令の遵守</p> <p>省略</p> <p>(55)河川法施行法</p> <p>省略</p> <p>(68)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</p> <p>省略</p> <p>1.1.10設計図書の照査等</p> <p>省略</p> <p>2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第20条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。</p>

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第20条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

省略

1. 1. 11工事の一時中止

省略

- 3 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を直接に保全しなければならない。

省略

1. 1. 21保険の付保及び事故の補償

1 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

2 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法等の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

3 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

4 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任をもって適正な補償をしなければならない。

5 1件あたりの契約金額が500万円以上の建設工事を受注した建設業者は、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書(発注官公署等用)を添付した「建設業退職金共済証紙 (退職金ポイント) 購入状況報告書」を建設工事契約締結後1か月以内に提出し、掛金の収納の確認を受けなければならない。なお、報告書を期限内に提出できない受注者は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を記入した「建設業退職金共済証紙 (退職金ポイント) 購入状況報告遅延報告書」を提出しなければならない。

省略

1. 2 工事施工

省略

1. 1. 11工事の一時中止

省略

- 3 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を直接に保全しなければならない。

省略

1. 1. 21保険の付保及び事故の補償

1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任をもって適正な補償をしなければならない。

3 1件あたりの契約金額が500万円以上の建設工事を受注した建設業者は、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書(発注官公署等用)を添付した「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を建設工事契約締結後1か月以内に提出し、掛金の収納の確認を受けなければならない。なお、報告書を期限内に提出できない受注者は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を記入した「建設業退職金共済証紙購入状況報告遅延報告書」を提出しなければならない。

省略

1. 2 工事施工

省略

1.2.5 施工計画書

省略

- 3 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

省略

1.2.14 工事の下請負

- 1 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

省略

- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

省略

1.2.19 施工時期及び施工時間の変更

省略

- 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公署の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前に理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事及び監督職員が必要と認めた場合には、書面により提出しなければならない。

省略

1.2.22 建設副産物の処理

省略

2. 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンク

省略

1.2.5 施工計画書

省略

- 3 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

省略

1.2.14 工事の下請負

- 1 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

省略

- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

省略

1.2.19 施工時期及び施工時間の変更

省略

- 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公署の休日または夜間に現道上の工事または監督職員が把握していない作業を行うにあたっては、事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。

省略

1.2.22 建設副産物の処理

省略

2. 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンク

リート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等)などの建設副産物の取扱いに当たっては、「千葉県建設リサイクル推進計画 2020」(国土交通省)、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」、「建設発生土管理基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。

省略

4. 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額 100万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出しなければならない。また、最終請負金額が 100万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各 1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておかなければならない。

なお、各書類は、特記仕様書等により、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を利用し適正に登録・作成しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

省略

1.2.23CORINSへの登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての

リート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等)などの建設副産物の取扱いに当たっては、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016」、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」、「建設発生土管理基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。

省略

4. 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額 100万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出しなければならない。また、最終請負金額が 100万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各 1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておかなければならない。

なお、各書類は、特記仕様書等により、「別途システム」を利用し適正に登録・作成しなければならない。

省略

1.2.23CORINSへの登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての

工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者、に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要しない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

省略

1. 3 安全管理

1.3.1 工事中の安全確保

省略

8 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全確保に努めなければならない。また、安全巡視の結果について、いつでも日々の安全確保の状況を説明できるよう記録を整備しなければならない。なお、現場着工前に予め施工計画書に記載するものとする。

省略

1.3.8 環境対策

省略

6

省略

表 1.2

機 種	備 考
一般工事中建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中建設機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5KW以上 260KW以下）を搭載した建設機械に限る。 <u>ただし、道路運送車両の安全基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</u>

工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者、に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要しない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

省略

2. 3 安全管理

1.3.1 工事中の安全確保

省略

8 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全確保に努めなければならない。

省略

1.3.8 環境対策

省略

6

省略

表 1.2

機 種	備 考
一般工事中建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中建設機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5KW以上 260KW以下）を搭載した建設機械に限る。

ブロハンマ、油圧式鋼管注入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン

2. 材 料

省略

2. 3 材料品目

2.3.1土砂

省略

2 規格

省略

(2) 洗砂

- ① 洗砂は、清浄、強硬、耐久的で適当な粒度を持ち、ドロ、ゴミ、有機物等の有害物を含まないものとし、粒度試験結果の0.075mm以下の通過質量百分率が6%以下であること、また、JIS A 5308 付属書A(レディミクストコンクリート用骨材)A.8砂利及び砂に規定されている塩化物量0.04%以下であることとする。

省略

2.3.8 鉄材、鋼材、鋳鉄材

省略

3 材質試験

省略

ブロハンマ、油圧式鋼管注入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン

2. 材 料

省略

2. 3 材料品目

2.3.1土砂

省略

2 規格

省略

(2) 川砂又は洗砂

- ① 川砂又は洗砂は、清浄、強硬、耐久的で適当な粒度を持ち、ドロ、ゴミ、有機物等の有害物を含まないものとする。

省略

2.3.8 鉄材、鋼材、鋳鉄材

省略

3 材質試験

省略

(3) 文言削除)

省略

3. 工 事

省略

3. 3 基礎工

省略

3.3.4地盤改良

1 固結工

(1) 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、スラリー攪拌及び中層混合処理を示すものとする。

省略

(6) 中層混合処理については以下のとおりとする。

① 改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。

なお、土質等によりこれにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

② 施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。

③ 受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。なお、現地状況によりこれにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理(利用)方法について、監督職員と協議しなければならない。

省略

3. 4 コンクリート工

省略

3.4.3工場の選定

(3) 試験の結果は、取りまとめて成績表を作成し、監督職員に提出しなければならない。

省略

3. 工 事

省略

3. 3 基礎工

省略

3.3.4地盤改良

1 固結工

(1) 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。

省略

3. 4 コンクリート工

省略

3.4.3工場の選定

1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）を選定し、その製品はJ I S A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合、本条(3)、(4)項の規定によるものとする。

省略

3.4.8 締固め

省略

4 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレーターを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。（ただし、建築工事は除く。）

省略

3.4.14 暑中コンクリート

省略

3 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、A E減水剤、流動化剤等を使用する場合はJ I S Arf 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。なお、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。

省略

3. 6 鉄筋工

1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）を選定し、その製品はJ I S A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合、本条(3)、(4)項の規定によるものとする。

省略

3.4.8 締固め

省略

3.4.14 暑中コンクリート

省略

3 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、A E減水剤、流動化剤等を使用する場合はJ I S Arf 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。また、遅延剤、流動化剤等を使用する場合は、土木学会 J S C E - D 101によるものとし、なお、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。

省略

3. 6 鉄筋工

省略

3.6.4組立て

省略

- 2 受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を直径 0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。使用した焼きなまし鉄線、クリップ等がかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。

省略

3. 1 3 排水工

3.13.1材料

- 1 受注者は、管きよ・街きよ・柵・マンホール側塊等の材料について、J I S (日本産業規格) 又はJSWAS (日本下水道協会規格)、並びにこれと同等以上の製品としなければならない。

省略

II 管路工事

4. 管路工事

4. 1 施工一般

省略

4.1.9埋戻工

省略

省略

3.6.4組立て

省略

- 2 受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を直径 0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。

省略

3. 1 3 排水工

3.13.1材料

- 1 受注者は、管きよ・街きよ・柵・マンホール側塊等の材料について、J I S (日本工業規格) 又はJSWAS (日本下水道協会規格)、並びにこれと同等以上の製品としなければならない。

省略

II 管路工事

4. 管路工事

4. 1 施工一般

省略

4.1.9埋戻工

省略

2 埋戻しに際しては、所定の土砂を用いて、片埋めにならないように注意するとともに、原則として管天端までは一層の仕上がり厚15cm毎に人力により突き固め、その後は当該道路管理者の占用工事指示書等に従わなければならない。

省略

4.1.13配管技能者及び不断水せん孔技能者

1. 口径φ 300mm以下の配管作業（継手接合を含む）に従事する技能者は、（公社）日本水道協会が行う配水管工技能講習会（小口径管）の受講を修了して（公社）日本水道協会に耐震継手配水管技能者として登録されている者及び（一社）日本ダクタイル鉄管協会が行う継手接合研修会の受講を終了したもの、またはそれと同等以上の経験と技術を有した者で、企業団の承認を得た者でなければならない。

また、配水用ポリエチレン管の配管作業に従事する技能者は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水用ポリエチレン管施工講習会を修了した者、またはそれと同等以上の経験と技術を有した者で、企業団の承認を得た者でなければならない。

2. 口径φ 350mm以上の配管作業に従事する技能者は、（公社）日本水道協会が行う配水管工技能講習会（小口径管）及び配水管工技能講習会（大口径管）の受講を修了して（公社）日本水道協会に大口径管技能者として登録されている者、またはそれと同等以上の経験と技術を有した者で、企業団の承認を得た者でなければならない。

省略

4.1.14管の据付け

省略

6 管が既設埋設物と交差する場合は、30 cm以上の離隔をとらなければならない。やむを得ずこの離隔が取れない場合は、既設埋設物の管理者と協議した上で、耐摩板を設置すること。なお、耐摩板の施工は、「耐摩板施工(サンドエロージョン対策)設計施工基準」によるものとする。

省略

9 さや管内にエアミルク等を充填する場合は、全延長にわたり管周囲に均等に充填しなければならない。

2 埋戻しに際しては、所定の土砂を用いて、片埋めにならないように注意するとともに、原則として管天端までは一層の仕上がり厚15cm毎に人力により突き固め、その後は仕上がり厚20cm毎に機械により締め固めるものとする。

省略

4.1.13配管技能者及び不断水せん孔技能者

1. 口径φ 450mm以下の配管作業（継手接合を含む）に従事する技能者は、（公社）日本水道協会が行う配水管技能講習会 Iの受講を終了して（公社）日本水道協会に耐震継手配水管技能者として登録されている者及び（一社）日本ダクタイル鉄管協会が行う継手接合研修会の受講を終了したもの、またはそれと同等以上の経験と技術を有した者で、企業団の承認を得た者でなければならない。

また、配水用ポリエチレン管の配管作業に従事する技能者は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水用ポリエチレン管施工講習会を修了した者、またはそれと同等以上の経験と技術を有した者で、企業団の承認を得た者でなければならない。

2. 口径φ 500mm以上の配管作業に従事する技能者は、（公社）日本水道協会が行う配水管技能講習会 I及び大口径管講習会の受講を修了して（公社）日本水道協会に大口径管技能者として登録されている者、またはそれと同等以上の経験と技術を有した者で、企業団の承認を得た者でなければならない。

省略

4.1.14管の据付け

省略

6 管が既設埋設物と交差する場合は、30 cm以上の離隔をとらなければならない。やむを得ずこの離隔が取れない場合は、受発注者間で協議し、耐摩板を設置すること。なお、耐摩板の施工は、「耐摩板施工(サンドエロージョン対策)設置施工基準」によるものとする。

省略

9 さや管内に砂等を充填する場合は、全延長にわたり管周囲に均等に充填しなければならない。

省略

4. 1. 19管の切断

省略

2 鋳鉄管の切断

省略

- (3) 鋳鉄管 (T形、K形、NS形、GX形) の切断を行った場合は、日本ダクタイル鉄管協会の各種「ダクタイル鉄管接合要領書」による挿し口端面の面取りをグラインダ等で施し、挿入寸法を白線で表示すること。

省略

4. 1. 27異形管防護工

省略

- 2 異形管は、設計図書に定める防護を行わなければならない。なお、口径400 mm以下の異形管 (分岐管、曲管、片落管、仕切弁及び栓 (帽) 等) は、設計図書に定める通り、原則としてG-Link、特殊押輪、離脱防止金具またはライナにより対応するものとし、コンクリート防護は行わないものとする。ただし、栓 (帽) については、設計図書に定める栓防護工を施工するものとする。

- 3 前各項の規定にかかわらず、監督職員が必要と認めた場合は、その指示によるものとする。

省略

6. 鋼管製作並びに接合工事

省略

6. 4 現場塗覆装

省略

6. 4. 2 現場塗覆装

- 1 管の外表面塗覆装は、次によるものとする。

- (1) 管の外表面塗覆装は、J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-第 3 部 : 外面プラスチック被覆) によるものとし、被覆厚さは厚 3.0mm 以上とする。な

省略

4. 1. 19管の切断

省略

2 鋳鉄管の切断

省略

- (3) T形継手管の切断を行った場合は、日本ダクタイル鉄管協会の「T形ダクタイル鉄管接合要領書」による挿し口端面の面取りをグラインダ等で施し、挿入寸法を白線で表示すること。

省略

4. 1. 27異形管防護工

省略

- 2 口径 400mm以上の異形管は、設計図書に定める防護を行わなければならない。

- 3 口径 350mm以下の異形管 (分岐管、曲管、片落管、仕切弁及び栓 (帽) 等) は、設計図書に定める通り、原則として G-Link、特殊押輪、離脱防止金具またはライナにより対応するものとし、コンクリート防護は行わないものとする。なお、栓 (帽) については、設計図書に定める栓防護工を施工するものとする。

- 4 前各項の規定にかかわらず、監督職員が必要と認めた場合は、その指示によるものとする。

省略

6. 鋼管製作並びに接合工事

省略

6. 4 現場塗覆装

省略

6. 4. 2 現場塗覆装

- 1 管の外表面塗覆装は、次によるものとする。

- (1) 管の外表面塗覆装は、J I S G 3443-4(水輸送用塗覆装鋼管-第 3 部 : 外面プラスチック被覆) によるものとし、被覆厚さは厚 3.0mm 以上とする。な

お、これ以外の塗覆装仕様の場合は設計図書によるものとする。

省略

1 1. 道路復旧工事

省略

1 1. 1 1 骨材

省略

11.11.5骨材の確認

- 1 受注者は、骨材について品質証明書を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、これまでに使用実績がある骨材に用いる場合は、その試験成績書を提出し、監督職員が承諾したときに限り、これを省略することができる。

省略

1 1. 1 6 各種の舗装

11.16.1歩行者系舗装

省略

7 表層及び混合物の承諾

- (1) 受注者は、工事に使用する前に表層に用いる材料の品質証明書を監督職員に提出しなければならない。

省略

1 3. 管名称等の明示要領

省略

2 明示シート

(1) 適用範囲

- ① 配水管及び給水管を道路に埋設する場合に適用するものとする。
② 明示シートは受注者が購入・準備するものとする。

(2)規格 ポリエチレン製 幅15cm 地色：青色 文字：黒色

お、これ以外の塗覆装仕様の場合は設計図書によるものとする。

省略

1 1. 道路復旧工事

省略

1 1. 1 1 骨材

省略

11.11.5骨材の確認

- 1 受注者は、工事に使用する前に骨材試験を実施し、その試験結果、及び試料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、これまでに使用実績がある骨材に用いる場合は、その試験成績書を提出し、監督職員が承諾したときに限り、これを省略することができる。

省略

1 1. 1 6 各種の舗装

11.16.1歩行者系舗装

省略

7 表層及び混合物の承諾

- (1) 受注者は、使用する前に、表層に用いる材料の品質証明書又は試験成績書について、監督職員に提出しなければならない。

省略

1 3. 管名称等の明示要領

省略

2 明示シート

2.1 適用範囲

配水管及び給水管を道路に埋設する場合に適用するものとする。

2.2 規格 ポリエチレン製 幅15cm 地色：青色 文字：黒色

折込率2倍 アルミ箔ラミネート
印刷表示内容：「水道管注意 山武水道の立会いを求めてくださ
い。
電話（55）－7854」

(3)埋設方法

- ① 明示シートは、管を布設したすべての区間（異径管等のコンクリート防護を含む。）に布設するものとする。
- ② 明示シートは、路面（計画高さ）から40cm下に管布設延長と同延長埋設するものとする。ただし、舗装構成が、40cm以上の場合は、路盤の最下面に布設するものとする。
- ③ 明示シートは、異形管等のコンクリート防護部についても埋設するものとする。
- ④ 埋戻しにあたっては、明示シートに損傷を与えないように十分注意して施工するものとする

省略

Ⅲ 工事関係要領等

1 4. 工事完成図作成要領

省略

6 記載事項

省略

(11) その他

省略

- ④ $\phi 40$ mm以上の給水管は、配管詳細図を作成すること。

省略

7 図上の表示

省略

折込率2倍 アルミ箔ラミネート
印刷表示内容：「水道管注意 山武水道の立会いを求めてくださ
い。
電話（55）－7854」

2.3 埋設方法

- (1) 明示シートは、管を布設したすべての区間（異径管等のコンクリート防護を含む。）に布設するものとする。
- (2) 明示シートは、路面（計画高さ）から40cm下に管布設延長と同延長埋設するものとする。ただし、舗装構成が、40cm以上の場合は、路盤の最下面に布設するものとする。
- (3) 明示シートは、異形管等のコンクリート防護部についても埋設するものとする。
- (4) 埋戻しにあたっては、明示シートに損傷を与えないように十分注意して施工するものとする

省略

Ⅲ 工事関係要領等

1 4. 工事完成図作成要領

省略

6 記載事項

省略

(11) その他

省略

- ④ $\phi 75$ mm以上の給水管は、配管詳細図を作成すること。

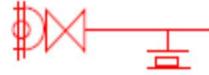
省略

7 図上の表示

省略

(6) 異形管記号 (配管詳細図用)

・GX形更新連絡管通常 (Aタイプ)



・GX形更新連絡管分岐弁90°回転時



・GX形更新連絡管通常 (Bタイプ)



・GX形更新連絡管本管側栓設置時 (弁体撤去後)



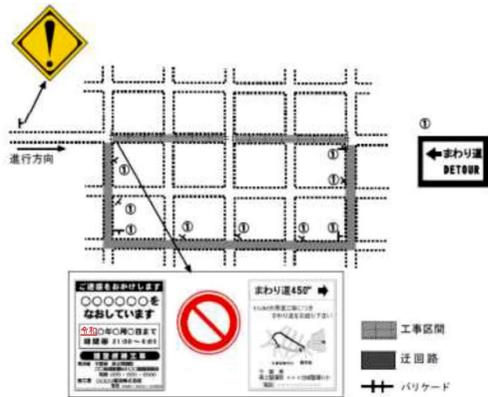
省略

16. 道路掘削工事現場における標示施設等の設置基準

省略

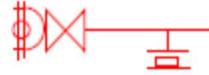
参考 (2) 工事中迂回路の表示例 (市街部の場合)

(進行方向に対する標識の設置例を示す)



(6) 異形管記号 (配管詳細図用)

・GX形更新連絡管通常 (Aタイプ)



・GX形更新連絡管分岐弁90°回転時



・GX形更新連絡管通常 (Bタイプ)



・GX形更新連絡管本管側栓設置時 (弁体撤去後)



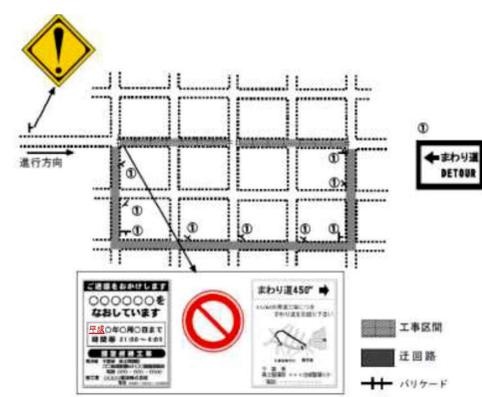
省略

16. 道路掘削工事現場における標示施設等の設置基準

省略

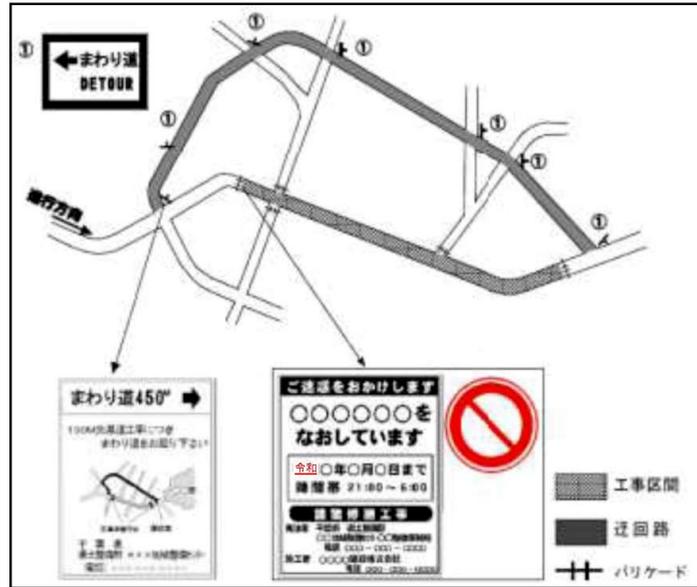
参考 (2) 工事中迂回路の表示例 (市街部の場合)

(進行方向に対する標識の設置例を示す)



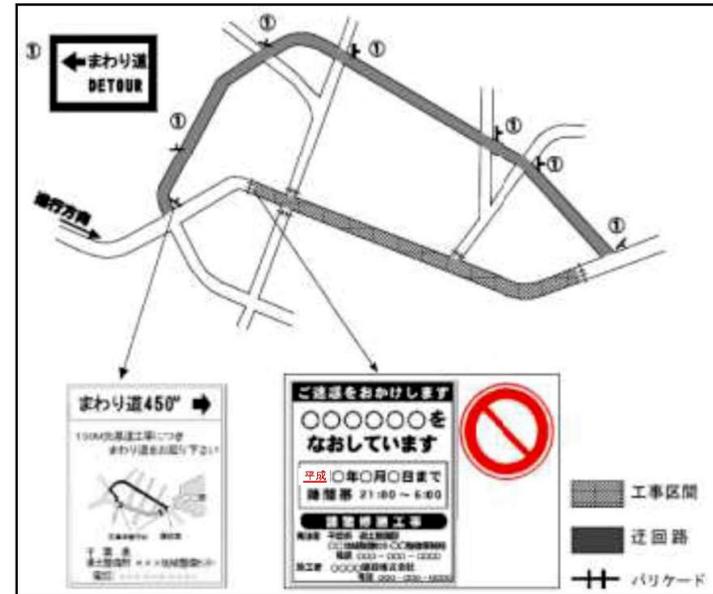
参考 (3) 工事中迂回路の表示例 (地方部の場合)

(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考 (3) 工事中迂回路の表示例 (地方部の場合)

(進行方向に対する標識の設置例を示す)



(様式1参考)



(様式1参考)



17. 道路工事保安施設設置基準

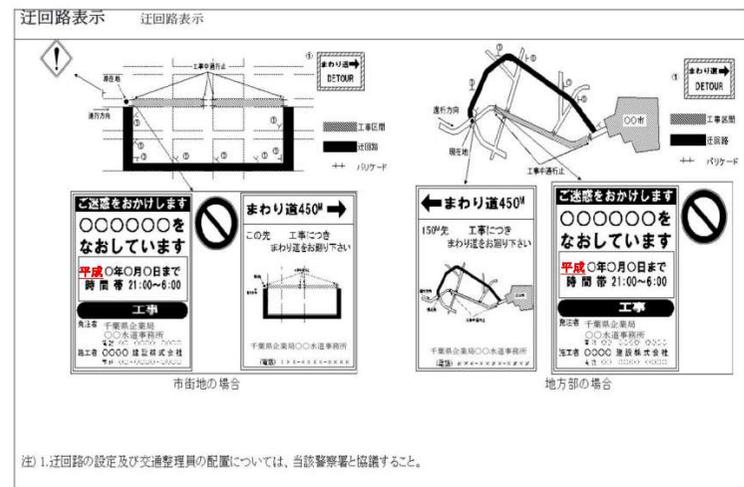
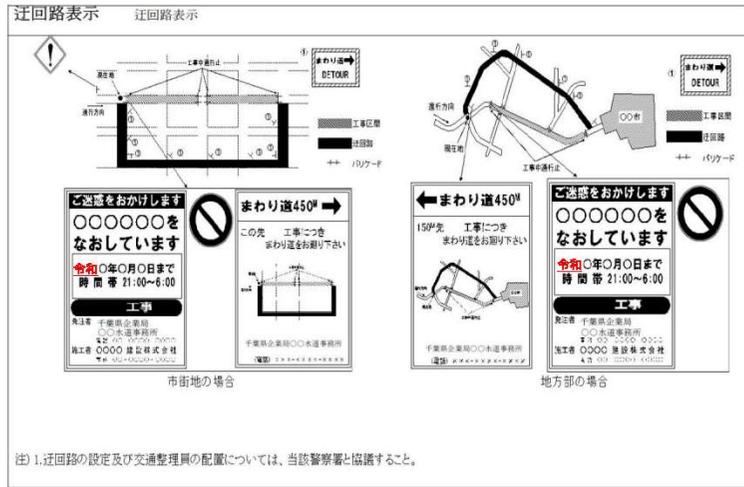
保安施設標準様式図			
番号	5	6	7
記号	⑤	⑥	⑦
名称	標示板（工事中看板）	保安灯	歩道柵
様式 および 標準寸法 (単位 mm)			
注	(1) 標示板の様式については P251 別紙様式 1 を参考とする。 (2) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 転倒しないように留意して設置すること。 (2) 柱間隔は約 5m とする。	(1) 柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外径は 12mm 以上とする。 (3) 柱間隔は約 5m とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。

保安施設標準様式図			
番号	16	17	
記号	⑩	⑪	
名称	工事情報看板	工事説明看板	
様式 および 標準寸法 (単位 mm)			
注	(1) 色彩は、「○○をなしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び縞は黒色、地を白色にする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を表示するものとする。 (3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設置する。 (4) 道路工事を開始する約 1 週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。 (5) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「○○をなしています」等の工事内容については青色文字、「○○をなしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び縞は黒色、地を白色にする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を表示するものとする。 (3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設置する。 (4) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。 (5) 転倒しないように留意して設置すること。	

17. 道路工事保安施設設置基準

保安施設標準様式図			
番号	5	6	7
記号	⑤	⑥	⑦
名称	標示板（工事中看板）	保安灯	歩道柵
様式 および 標準寸法 (単位 mm)			
注	(1) 標示板の様式については P251 別紙様式 1 を参考とする。 (2) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 転倒しないように留意して設置すること。 (2) 柱間隔は約 5m とする。	(1) 柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外径は 12mm 以上とする。 (3) 柱間隔は約 5m とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。

保安施設標準様式図			
番号	16	17	
記号	⑩	⑪	
名称	工事情報看板	工事説明看板	
様式 および 標準寸法 (単位 mm)			
注	(1) 色彩は、「○○をなしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び縞は黒色、地を白色にする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を表示するものとする。 (3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設置する。 (4) 道路工事を開始する約 1 週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。 (5) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「○○をなしています」等の工事内容については青色文字、「○○をなしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び縞は黒色、地を白色にする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を表示するものとする。 (3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設置する。 (4) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。 (5) 転倒しないように留意して設置すること。	



18. 受注者提出書類

省略

主な提出書類一覧表

名	称	提出期限	提出部数	摘要
1	着工届	契約後7日以内	1	1・2・3・4を同時に提出する。 様式-1
2	主任技術者等選任 通知書	〃	1	山武郡市広域水道企業団建設 工事適正化指導要領に定める 書式による。
3	工事工程表	〃	1	
4	保安施設図	〃	1	
5	前払金請求書	必要の都度	1	<u>当企業団前払金取扱要綱を 参考とする。</u>
6	建設副産物処理承認 申請書	工事着手前	<u>1</u>	様式-2
7	工事カルテ受領書	仕様書 1. 2. 23	<u>2</u>	<u>打合せ簿にて提出</u>

18. 受注者提出書類

省略

主な提出書類一覧表

名	称	提出期限	提出部数	摘要
1	着工届	契約後7日以内	1	1・2・3・4を同時に提出する。 様式-1
2	主任技術者等選任 通知書	〃	1	山武郡市広域水道企業団建設 工事適正化指導要領に定める 書式による。
3	工事工程表	〃	1	
4	保安施設図	〃	1	
5	前払金請求書	必要の都度	1	<u>千葉県作成の土木工事書類作成 マニュアルを参考とする。</u>
6	建設副産物処理承認 申請書	工事着手前	<u>2</u>	様式-2
7	工事カルテ受領書	仕様書 1. 2. 23	<u>1</u>	

	(写)	による。				(写)	による。			
8	施 工 計 画 書	契約後30日以内(原則)	1	変更等のある場合は、監督職員の指示による。		8	施 工 計 画 書	契約後30日以内(原則)	1	変更等のある場合は、監督職員の指示による。
9	建退共掛金収納書	〃	1	千葉県作成の土木工事書類作成マニュアルを参考とする。		9	建退共掛金収納書	〃	1	千葉県作成の土木工事書類作成マニュアルを参考とする。
10	下請業者選定通知書	〃	<u>1</u>	建設工事適正化指導要領に定める様式による。		10	下請業者選定通知書	〃	<u>3</u>	建設工事適正化指導要領に定める様式による。
11	施工体制台帳	〃	1	建設工事適正化指導要領に定める様式による。		11	施工体制台帳	〃	1	建設工事適正化指導要領に定める様式による。
12	施工体系図	〃	1	建設工事適正化指導要領に定める様式による。		12	施工体系図	〃	1	建設工事適正化指導要領に定める様式による。
13	工期延期承認願	必要の都度	<u>1</u>	様式-3		13	工期延期承認願	必要の都度	<u>2</u>	様式-3
14	工事打合簿	〃	2	様式-4		14	工事打合簿	〃	2	様式-4
15	確認・立会願	〃	1	様式-5		15	確認・立会願	〃	1	様式-5
16	材料確認願	その都度	1	様式-6		16	材料確認願	その都度	1	様式-6
17	請負代金額の変更申請書	〃	<u>1</u>	様式-7		17	請負代金額の変更申請書	〃	<u>2</u>	様式-7
18	工事事務報告書	〃	<u>1</u>	千葉県作成の土木工事書類作成マニュアルの様式による。		18	工事事務報告書	〃	<u>1</u>	千葉県作成の土木工事書類作成マニュアルの様式による。
19	完成(出来形)届出書	工事完成時(出来形検査は、検査予定日の15日前)	<u>1</u>	様式-8		19	完成(出来形)届出書	工事完成時(出来形検査は、検査予定日の15日前)	<u>2</u>	様式-8
20	工事目的物引渡申出書	〃	<u>1</u>	様式-9		20	工事目的物引渡申出書	〃	<u>2</u>	様式-9
21	請求書	〃	1			21	請求書	〃	1	
22	工事完成図	〃	1	作成は、当企業団完成図作		22	工事完成図	〃	1	作成は、当企業団完成図作

				成要領による。
23	再生資源利用促進 計画書 <u>及び</u> 実施書	〃	<u>各</u> 1	建設リサイクルガイドライ ン様式による。
24	再生資源利用計画 書 <u>及び</u> 実施書	〃	<u>各</u> 1	建設リサイクルガイドライ ン様式による。
25	建設副産物処理調 書	工 事 完 成 時	<u>1</u>	様式－ 1 0
26	配管技能者承認願	工 事 着 手 日	1	様式－ 1 1

				成要領による。
23	再生資源利用促進 計画書（実施書）	〃	1	建設リサイクルガイドライ ン様式による。
24	再生資源利用計画 書（実施書）	〃	1	建設リサイクルガイドライ ン様式による。
25	建設副産物処理調 書	工 事 完 成 時	<u>2</u>	様式－ 1 0
26	配管技能者承認願	工 事 着 手 日	1	様式－ 1 1

様式-1

着 工 届

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 金 円
4. 契約年月日 年 月 日
5. 着工年月日 年 月 日
6. 竣工期限 年 月 日

上記のとおり着工しますのでお届けします。

年 月 日

受注者 住 所

氏 名



山武郡市広域水道企業団

企業長 様

様式-1



着 工 届

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 金 円
4. 契約年月日 年 月 日
5. 着工年月日 年 月 日
6. 竣工期限 年 月 日

上記のとおり着工しますのでお届けします。

年 月 日

受注者 住 所

氏 名

山武郡市広域水道企業団

企業長 様

様式-8

完成(出来形)届出書

年 月 日

山武都市広域水道企業団
企業長 様

受注者 住所

氏名



下記のとおり 完成しましたのでお届けいたします。
出来形部分について申請いたします。

項 目	内 容
工 事 (委 託) 名	
工 事 (委 託) 場 所	
請 負 代 金	金 円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
着 工 年 月 日	年 月 日
完成(出来形)年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式-8

完成(出来形)届出書

年 月 日

山武都市広域水道企業団
企業長 様

受注者 住所

氏名

下記のとおり 完成しましたのでお届けいたします。
出来形部分について申請いたします。

項 目	内 容
工 事 (委 託) 名	
工 事 (委 託) 場 所	
請 負 代 金	金 円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
着 工 年 月 日	年 月 日
完成(出来形)年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式-9

年 月 日

山武郡市広域水道企業団

企業長 様

住 所

氏 名



工事目的物引渡申出書

下記の工事については、建設工事請負契約約款第3条第2項の規定による工事の完成を確認する検査が完了したので、引渡したく申出ます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 契 約 年 月 日 年 月 日
- 4 検 査 年 月 日 年 月 日
- 5 引 渡 年 月 日 年 月 日

様式-9

年 月 日

山武郡市広域水道企業団

企業長 様

住 所

氏 名

工事目的物引渡申出書

下記の工事については、建設工事請負契約約款第3条第2項の規定による工事の完成を確認する検査が完了したので、引渡したく申出ます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 契 約 年 月 日 年 月 日
- 4 検 査 年 月 日 年 月 日
- 5 引 渡 年 月 日 年 月 日

様式-11

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

受注者 住所
氏名

配管技能者承認願

下記工事に従事する配管技能者として、次の者を選任常駐させますので、御承認願います。

記

- 1 工事番号
 - 2 工事名
 - 3 工事場所
 - 4 工期
 - 5 配管技能者名
 - 6 その他 別紙
- ※資格を証明する書類の写し等

様式-11

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

受注者 住所
氏名

配管技能者承認願

下記工事に従事する配管技能者として、次の者を選任常駐させますので、御承認願います。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工期
- 5 配管技能者名
- 6 経歴書 別紙